

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

|          |   |    |
|----------|---|----|
| 許認可等の名称  | 堺市立霊堂附属施設の使用許可  |    |
| 根拠条例等・条項 | 堺市立霊堂条例（以下「条例」）第5条  |    |
| 所 管 課    | 建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）   |    |
| 審 査 基 準  | <p>1. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれが認められないか。</p> <p>2. 以上の条件を満たした者は、堺市立霊堂附属施設使用許可申請書に条例第9条の別表に定めた使用料を添えて申請しているか。<br/>（同条例施行規則第4条第2項）</p> |    |
| 標準処理期間   | 標準処理期間  | 1日 |
|          | 標準処理期間を設定できない理由   |    |